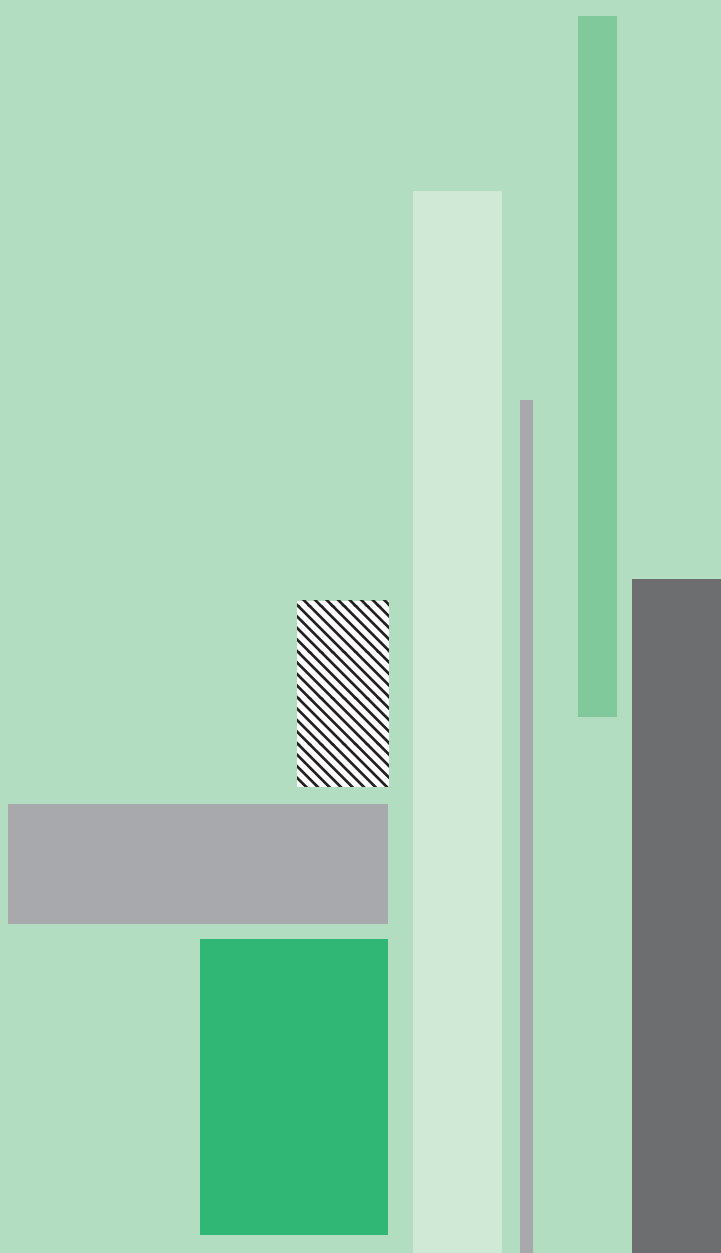


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2012年6月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2012年6月定例県議会（2012年6月18日～7月6日）

1. 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑（2012年7月2日） …… 2
2. 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑（2012年7月2日） …… 6
3. 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑
（2012年7月4日） …… 9
4. 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑
（2012年7月4日） ……13
5. 知事提出議案に対する反対討論（2012年7月6日） ……16
6. 議員提出議案に対する本会議質疑（2012年7月6日） ……17
7. 議員提出議案に対する反対討論（2012年7月6日） ……18
8. 議案及び請願に対する各会派の態度 ……20
9. 記者発表 2012年6月県議会の閉会にあたって（談話） ……22

要望・申し入れ・談話

- ・ 県立小児医療センターの現在地での存続を求める要望書（2012年4月17日） ……24
- ・ 東日本大震災被災者に対する民間賃貸住宅借り上げ制度に関する申し入れ
（2012年6月11日） ……25
- ・ 岩手県の災害廃棄物受け入れについて（2012年6月15日） ……26

2012年6月定例県議会

1 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑

2012年7月2日

◆行政課題報告・農林部関係「平成24年度における指定管理者の選定について」「平成24年度県産農畜産物等の放射性物質調査について」ほか

Q 柳下委員

- 1 埼玉県みどりの村は、秩父市や小鹿野町とも協力して整備してきた経緯がある。今後のあり方について両市町との間でどのような検討がなされているのか。
- 2 農林業や森林業の学習・研修という点から学校や県有施設などの公共施設にもっと西川材などの県産木材を使用してほしい。木材を使用した施設にはぬくもりが感じられ、健康にもよい影響を与えている。また、先日、岩手県の住田町を視察したが、町の材木を使って応急仮設住宅を作っており、非常に木のぬくもりが感じられた。本県では、飯能市役所に西川材を使った応急仮設住宅を展示している。このような事例も参考にし、県産木材の利用を図ってもらいたい。国の森林・林業再生プランでは、木材自給率を2020年までに50%にすると定めているが、本県の自給率の現状と県産木材利用促進について、県の方針を伺いたい。
- 3 今回、県が全ての荒茶工場の検査を実施したことについては評価したい。今後もきちっとした体制を取って検査を続けてほしい。そこで心配なのが、農林部の職員が減らされていることである。必要な人員を確保して、万全な体制を取るべきと考えるが、いかがか。
- 4 狭山茶の贈答品については、なかなか売り上げが戻っていないと聞いている。県もいろいろなキャンペーンをしてはいるが、今後どのように取り組んでいくのか。
- 5 平成24年度農畜産物等の放射性物質検査に

ついて、お茶と比較すると野菜は検体数が少ないが、問題はないのか。

A 森づくり課長

- 1 みどりの村は、第三次埼玉県行財政改革プログラムを受けて、平成23年度から秩父市及び小鹿野町との間で意見交換や協議を進めている。これまでに市町への移管も検討したが、市町の意向もあり難しい状況である。市町連携した中で、例えば、利用度の低い施設を取り壊し、その跡地について、森林、貸し農園、花壇等への移行、汚水処理施設や水道施設の計画的な簡素化、利用者の意向を反映した関係者間協力してのイベント開催など、様々な具体的検討を行っているところである。
- 2 現状では、県産木材の自給率は低いので、何とか高めていく必要がある。まずは、民間の住宅や施設での県産材の利用拡大を促進し、併せて、PR効果の高い公共施設での県産木材利用の拡大を進めていきたい。民間での県産木材の利用については、森林組合、製材所、工務店等が参加している「さいたま県産木材住宅センター」への活動支援や、県産木材を使用した住宅等の提案や相談に応じる「木づかいコーディネーター」の養成をしている。また、公共施設での県産木材の利用については、平成24年度の事業でも、国の補正事業を利用して、毛呂山町、ときがわ町、秩父市において、保育園の新設や特別養護老人ホームの内装木質化などを計画しているところである。

A 生産振興課長

- 3 茶業者の方々は大変な心配をされており、茶業研究所には、延べ2,200件の相談があったと

聞いている。この対応には、茶業研究所の職員だけでなく、農林総合研究センターの職員全体で対応した。また、茶業者に対する指導には、本庁、地元農林振興センター、茶業研究所がチームを組んで巡回した。このように体制については、農林部が一丸となって弾力的に対応した。

- 4 県では、いろいろなキャンペーンをし、消費者からは一定の理解をいただいたと考えているが、贈答用が苦戦していることは認識している。今後は、茶業者の方々も主体的にPRをしていくと聞いているので、県としては、共同でアイデアを出しながら、贈答用の需要回復に向け努めていきたい。なお、デパートにおいては、お客の声に応じて狭山茶の取扱いを再開し始めているので、このような動きを加速させていきたい。

A 農産物安全課長

- 5 野菜の検査については、平成23年3月20日以降、65品目、804検体の検査を行っており、県産の全ての品目について実施出来ていると理解いただいてよい。また、サンプリングの仕方についても、主要な産地だけでなく、市町村とも連携して小口の特産野菜等も積極的に検査している。他県と比較しても、適切に実施されていると考えている。

Q 柳下委員

- 1 みどりの村について、利用度の低い施設を取り壊すとの答弁があったが、みどりの村の利用率は高いのではないか。利用率が高いのだから、取り壊すよりも県産木材利用などによる改築等をすべきではないか。
- 2 飯能にある、あじさい館については、県で所有してもらいたいという地元の意向にもかかわらず、民間に移譲してしまった。みどりの村についても、同じことがなされるのではと心配しているが、民間への移譲を考えているのか。また、地元の意向はどうなっているのか。
- 3 職員が減っている中、一丸となって頑張った

との答弁があったが、その分、手薄になる部分が出てくるはずである。農業は技術者が必要であり、農業技術者が減っていくのは問題である。特に放射能対策等はこれからも続いていく訳であるし、職員体制をどうしていくのか。

A 森づくり課長

- 1 みどりの村は、秩父地域では数少ない農林業ふれあい施設で、地元市町を始めとする県民の期待も大きい。意義のある施設と考えている。先ほど述べた利用度の低い施設というのは、みどりの村全体のことを指すのではなく、みどりの村内の個々の施設のことであり、例えば野外ステージなどである。
- 2 今のところ、民間への移譲については考えてはいない。また、地元には、今後とも連携して施設運営をしていきたいとの意向があるので、県としても、県民のニーズを踏まえて魅力ある施設づくりを考えていきたい。

A 農業政策課長

- 3 事務事業の効率化・見直しを行いつつ、当面する課題に適切に対応する人員を確保する方針である。放射性物質対応については、今年度から本庁と地域機関で合計11名を配置している。放射性物質対応に限らず、今後とも直面する課題に応じて必要な人員を確保し、適切に配置していく。

◆行政課題報告・環境部関係「災害廃棄物の受入れについて」ほか

Q 柳下委員

- 1 ホルムアルデヒドの問題についてだが、あれだけ県民に対して影響を与えた事案なので、口頭ではなく資料を配布の上で報告すべきではないか。また、DOWAハイテックは、農業用水に排水して、近所では問題視されているとの話があるが、どうなのか。
- 2 本県内のセメント工場でのがれき処理量が、5万トンから1万8千トンに減少になった。6

月28日に、この変更に関する資料提供が県からあったが、環境省では、既に5月21日に、この件をホームページに掲載している。この間、約1か月以上経っているのに国から全く報告がなかったのか。処理量がこれだけ変更になった訳だが、正確な情報を県や地元住民に出すよう国に対して求めなかったのか。

3 がれきの処理責任は国にあり、国が処理に要した費用の全額を負担すべきと考えるが、どのような仕組みで国に出させるのか。本県における、がれき受入れに係る説明会や実証試験の費用等は、どの位かかっているのか。

4 がれきを受け入れる工場がある付近の住民は不安を感じている。処理量が変わったことに関して、地元から説明会を開いてほしいという要望がきたら対応するのか。特に、隣接する秩父市や深谷市では説明会が開催されなかったと聞いているので、説明会を行うべきと考えるが、いかがか。

5 埼玉県広域緑地計画（案）の施策指標について、緑の創出面積は、平成17年度から平成22年度末までで576ヘクタールということだが、県全体としては、緑は減っているような感じがする。県全体の緑地としてはどのような状況なのか。

6 所沢市内の平地林はほとんど私有地である。緑化を進めるには、私有地の樹木の保護が重要だと考えており、それゆえ、相続税の問題も重要であると考えている。相続税の猶予について国に働きかけを行っているのか。また、所沢市のふるさとの緑の景観地内の土地が国に物納されて競売に掛けられ、雑木林が切られていくのは非常に問題だと思うが、国に物納された土地についても緑地保護できるよう国に働きかけているのか。

7 所沢市のくぬぎ山地区については、地権者の反対で近郊緑地保全地区の指定ができなかったが、積極的に保全に取り組んでいかないと乱開発が進むおそれがある。現在、どのような施策を考えているのか。

A 環境部長

1 ホルムアルデヒドの件について、議会に対しては、企業局を所管する委員会で報告をすると聞いている。環境部については、特定の企業に対して権限を行使するという観点での関わりだったため、口頭で報告することとした。本県の企業については、過去にそのようなことがあったが、最近では環境に配慮した企業として地元では認識されていると聞いている。

A 水環境課長

1 本県の企業に対しては、水質汚濁防止法に基づく立入検査を実施しているが、排水について異常があるとの報告は受けていない。また、問題があるといったような地元住民からの話を耳にしていない。もしもそのような話があれば教えていただきたい。

A 資源循環推進課長

2 5月21日に、環境省から広域処理必要量の大幅な減少が発表されたため、国に直接、問合せを行ったが、埼玉県への処理要請量については調整中との回答であった。その後も、国に問い合わせているが、国と岩手県との間で調整中であったため、国の通知が来るまでは、曖昧な情報を流すことはできず、6月28日になった。

3 がれき処理関係の事務手続については、岩手県が事務を行っている。セメント会社が岩手県と契約を行い、処理費用は岩手県が国に求償することになる。がれきの受入れに当たり、本県が行った住民への説明会費用については、市町に協力をいただいたため、印刷費程度しかかかっていない。一方、実証試験に要した費用は約300万円である。また、今後の予算として1,700万円を確保している。国に対しては、検査費用を負担するように話をしているが、本県が念のために行っているクロスチェックに要する費用については、国では負担できないと言われている。

4 処理量が減り、処理期間が短くなる見込みで

あるが、その他の受入条件は変更していないので、説明会を行うことは考えていない。受け入れる市町と相談し対応したい。

A みどり再生課長

5 例えば、平地林について言えば、過去30年間で、約6,500ヘクタール減少している。5年ごとに集計しており、平成22年度末の数字が今年度末頃に分かるので、現時点では、はっきりした数値は分からないが、これまでの減少傾向から推測すると、減少率の変化はあるかもしれないが、全体としては減少が続いていると考えられる。

6 県では、相続税の軽減について国に対して要望してきている。国への物納地については、それが民間に売却された場合は開発につながる可能性があるため、地方公共団体への無償貸付けや寄附を国に要望している。また、九都県市でも連携して同様の要望を行っている。

7 くぬぎ山地区の近郊緑地保全地区の指定については、委員お話の経緯で頓挫している。現在、地区内の大口の土地所有者から売却相談が県に寄せられたことをきっかけに、県と所沢市で連携して保全の取組を進めている。具体的には、所沢市がその土地を含む一帯を特別緑地保全地区に指定し、その後は、県と市で連携して公有地化を進めていく予定である。

Q 柳下委員

5月21日に環境省のホームページにがれきの処理量が減少したと出ているのに、なぜ1か月もかかるのか。先ほどの答弁では、国と岩手県との調整があったというが、何の調整をしていたのか。国の対応は遅いと思うので、早く正確な情報を提供するように国に対して働きかけるべきと思うが、いかがか。

A 資源循環推進課長

がれき処理の推計量がまとまったので、国は、5月21日に記者発表を行った。一方で、手を挙げた自治体にどのように分けるかについては、国と岩手県で調整している。被災市町村から処理の委託を受けている岩手県が、各市町村に行き、現地で調査をしているので時間がかかったと聞いている。本県としても、再三、国には連絡をしてきた。通常時と違い、混乱している部分もあるので、現地での調査にも時間がかかっているものと思われる。

Q 柳下委員

1 念のために行ったクロスチェックは、国の負担の対象にならないというが、本県が負担すべきものではない。国に対し強く働きかけてほしいと考えるが、いかがか。

2 説明会は、処理量が減ったから行わないというのではなく、不信感を払拭するためにも行うべきである。地元の市町と相談し柔軟に対応してほしいと考えるが、いかがか。

A 資源循環推進課長

1 検査費用については、再三、国に対して負担を要望している。部分的には認められる検査もあると思われるが、国が考えている検査基準を超えるクロスチェックに係る経費の負担を国がするのは難しいと聞いている。県としては、11項目の安心・安全の確保ということで住民説明においても検査の実施を約束しているため、県費負担でも実施したいと考えている。

2 市町とよく相談して対応していきたい。受入れ開始時や測定結果などは、その都度公表して周辺住民に広くお知らせするなど、県として説明責任をしっかりと果たしていきたい。

2 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2012年7月2日

◆行政課題報告・産業労働部関係「ハローワーク特区について」「電力料金の値上げ等への対応について」

Q 村岡委員

- 1 ハローワーク特区のスキームに、「局長が指示に従わない場合」とあるが、そもそも指示に従わない場合を前提にした協定とはおかしくないか。
- 2 雇用保険の説明会には、例えば川口などでは100人以上集まる。別の場所で開催するとしたらスペースの問題がある。個人情報扱いやスムーズに事務を進める方法など課題も多い。どう対応するのか。
- 3 特区の予算措置が必要になると思うが、例えば費用対効果の面でこの程度に予算を抑えなければというボーダーラインがあると思うが、どう考えているか。
- 4 ワンストップで生活保護などの福祉サービスもできるというが、これは各市の福祉事務所でないと対応できない。単につなぐだけでは今までと変わらないと思うが、どう考えるか。
- 5 資料では雇用保険は国の事務と書かれている。将来の雇用保険の地方移管なども視野に入れていると思う。協議の見通しを教えてください。
- 6 東京電力の電気料金値上げについて知事はいろいろな要請をしている。今回の値上げは過去の値上げと違い原子力発電の問題があるが、値上げの本質はどこにあると考えているのか。
- 7 5%が事業継続困難ということで相当深刻である。きめ細かい対応を求めるが、救済のためにどのように個々に対応していくのか。

A 就業支援課長

- 1 あくまでも最悪のケースが生じた場合の担保として設けている措置である。
- 2 雇用保険の移管については現在協議中だが、スペースの確保や個人情報の管理についてもしっ

かり対応してまいりたい。

- 3 現時点では特区の具体的内容が固まっていないので詳細をお話しすることはできない。
- 4 さいたま市との連携により今までより一歩進めることができないか、現在協議中である。
- 5 県としてはハローワーク業務全体の移管を考えているが、3年の特区実施期間の中で検討してまいりたい。

A 産業労働政策課長

- 1 今回の電気料金値上げは1980年以来32年ぶりになる。原子力発電の停止に伴い代替として火力発電が増え、燃料費が高騰したことが原因である。知事は値上げそのものに反対ということではなく、東電からの情報提供が不十分で、しかも東電に都合の良いことしか出さず小出しであり分かりにくいと指摘している。また、家庭などの規制部門の値上げ幅が圧縮されれば、企業の自由化部門も4月に遡って返還されることになっており、値上げ幅の圧縮を求めているところである。
- 7 影響が大きい企業に対しては、専門家を派遣しコスト削減を図るとともに、緊急商談会に参加を呼びかけ販路拡大につながるように支援していく。また、つなぎ資金としての融資を活用いただくほか、商工会など商工団体とも連携して支援に努めていく。

Q 村岡委員

- 2 雇用保険はスペースが必要になるが、さいたま新都心のブリランテ武蔵野なども手狭でスペースが足りない。既存施設で対応する場合、業務に支障が出ないようにくれぐれもお願いしたいが、どう考えているか。
- 5 県としては将来的に総合キャリアセンターを目指すと思う。これは10月の特区開始に向けた方向性のフローとは別に、更にその先で協議

を行う考えか。

- 7 今回の値上げについては国の責任も問われている。国に対して中小企業の支援について求めていくことは考えているのか。川口などでは電気料金の不払運動も起きている。引き続き県がイニシアティブをとって値上げ幅圧縮に向けて取り組んでもらいたい。

A 就業支援課長

- 2 既存施設を活用する場合には業務に支障が出ないように、他の施設を借りるなど工夫したい。
- 5 特区で検証を行う3年の間に様々な課題が出ると思うので、それを整理をした上で将来構想について改めて考えていく。

A 産業労働政策課長

- 7 値上げにより大きな影響を受けている中小企業の支援については、全国知事会での要望などを行っている。引き続き、知事を先頭に値上げ幅圧縮に向けて取り組んでいく。知事も納得行くまでとことん追及していくと言っている。

◆行政課題報告・企業局関係「埼玉県柿木浄水場管理運営包括委託について」「県営浄水場からのホルムアルデヒド検出について」

Q 村岡委員

- 1 柿木の包括委託について、常時何人の委託職員が働いているのか。うち、事務職員と技術職員それぞれ何人か。また、県職員は何人いるのか。
- 2 ホルムアルデヒドの件について、9年前もDOWAハイテックが絡んだ事故があった。その時の教訓をどう生かしたのか。
- 3 千葉県では36万世帯が断水した。埼玉県ではどのような対応をしたことにより、断水を回避できたのか。
- 4 今回、土日が入ったので情報収集が困難だった。県民への情報発信では千葉県の方が丁寧であり、ホームページで活性炭での対応や水のくみ置きのお願など広報していた。行田浄水場

や水質管理センターのホームページでは一言もふれてない。国土交通省は電話の専任の担当者まで決めて対応していた。

A 水道管理課長

- 1 常時19人が働いていて、事務系が2人、技術系が17人である。県職員は柿木浄水場には常駐していないが、車で20分程の新三郷浄水場の技術系の職員を監督員として4人指定しており、毎日業務報告を受け、連絡を密にしている。
- 2 9年前、行田浄水場で0.087mg/Lのホルムアルデヒドを検出した。当時は水質基準項目ではなかったが、環境部と協力して、原因者を特定した。原因者のDOWAハイテックではRO膜施設を導入し、RO膜で濃縮した廃液は委託して燃やして、これまで9年間問題なく処理していた。今回の事故では、直ちにDOWAハイテックに調査に入っている。
- 3 千葉県は場内の備蓄水が少ない。埼玉県は行田浄水場で4万トン、庄和浄水場で3万トンを備蓄している。また、埼玉県内の5つの浄水場は送水管でつながっている。行田浄水場の送水の1/4は他の浄水場から応援送水できた。その他、市や町が地下水を増量したこと、下久保ダムの緊急放水で薄めてくれたこと、武蔵水路の導水停止により吉見浄水場と大久保浄水場の水が問題なくなったこと、新三郷浄水場に高度浄水処理が整備され影響を受けなかったことなどにより、断水を回避できた。
- 4 連絡体制は大きな課題である。ホームページを有効に活用していくよう見直していく。確実に責任者に連絡が取れるような体制にする。

Q 村岡委員

- 1 柿木浄水場での緊急事態のときの体制はどうか。
- 2 DOWAハイテックは9年間問題なかったとのことだが、農業用水、地下水に影響があるのではという心配の声も聞く。そのことについて

把握しているか。環境部、農林部と連携して対応してほしい。

- 3 今回の水質事故を受けて、高度浄水処理施設の整備が必要であると考え、多額の費用がかかることから、中長期的に計画を立てて実施していくのか。また、備蓄水の整備は増量するのか。市や町との備蓄量との関係はどのようにしていくのか。連絡管の耐震化の整備の方向性はどうか。

A 水道企画課長

- 3 高度処理施設の整備については、平成23年度に見直した「水道長期ビジョン」に「原水の水質に応じた適切な浄水処理の実施」と記載している。また、備蓄水の整備については、現段階で、50万8千トンの備蓄水量を有している。東日本大震災を受けて、上赤坂中継ポンプ所に4万トン、江南中継ポンプ所に1万トンを整備することについては予算措置している。更に今回の水質事故を受け、行田浄水場の用地を有効利用して、2万トンの備蓄タンクの整備を検討する。これらの整備をすることで、県が有する備蓄水量は57万8千トンとなる。

A 水道管理課長

- 1 東日本大震災では新三郷浄水場職員との連携で対応できた。委託業者は震災時の訓練を独自に実施している
- 2 DOWAハイテックの排水の件は把握していない。水環境課で調べることになる。
- 3 連絡管の耐震化は管の老朽化の更新に伴って敷設する。市や町の備蓄水の容量との調整と今後の県の備蓄水の整備との関連については、これから考えていきたい。

Q 村岡委員

- 1 企業局全体の問題でもあるが、現在、30歳代の若手職員の比率が低い状況である。若い技術者の育成が重要と考えるが、このことについてどのように考えているのか。
- 2 DOWAハイテックの件は、環境部と連携してやってほしい。

A 総務課長

- 1 平成24年4月1日現在の職員構成では、30歳代の職員割合は22.2%で、50歳代の36.5%に比べ少なく、アンバランスな状況である。このため、若手技術者の育成については、2つの柱で対応することとしている。

1つ目は、能力開発で、人材開発計画に基づき、職場研修などにより育成する手段である。昨年は362の職場研修を実施し、職員の能力開発に努めたところである。2つ目は、技術継承で、困難事案に対する事例など311項目の事例集を作成して、それを活用することで技術の継承を図っている。再任用職員を38人配置し、これらの職員から若手職員へ技術を伝えられるようにしている。平成29年度には、退職者補充を全員新規採用で行った場合、50歳代が26%程、30歳代が28%程になり、職員構成がほぼ均等化されると見込んでいるが、それまでの間、以上のような取組で対応していきたい。

A 水道管理課長

- 2 北部環境管理事務所で水質検査をしている。環境部、農林部へ農業用水の汚染についてはきちんと連絡する。

3 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2012年7月4日

◆審査事項「高齢者の介護・医療について」

Q 柳下委員

1 介護保険制度の創設後12年が経過したが、その間、度々介護報酬が改定され、現場では、手続が変わって付いていけないなどの声がある中で、実際には、変化に合わせて体制を整えなければならない。

今度の改正案は、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組、2025年を意識した取組になっていくものと考えているが、これまでのことを県として検証しているか。

2 医療・福祉の連携問題については、高齢者の介護の問題、福祉の問題に象徴的に表れていると思う。

老健（介護老人保健施設のこと。以下同じ。）に入っていて、在宅に戻れない方で、老健に長く居ざるを得なかったり、末期がん患者で治療できないため退院を求められた方は、行くあてがない。そういう方は老健を転々としながら、特養（特別養護老人ホームのこと。以下同じ。）に入る人もいるし、特養がいっぱい入れないという人もいる。

まずは特養を整備していく上で、5か年計画の目標数を造れるのか。待機者の解消の見通し、現在の待機者はどれくらいなのか。

3 地域包括ケアシステムになるとマンパワーが必要。マンパワーを確保するためには、若者が待遇面や労働環境の問題で辞めていく問題がある。

定着率を高めるために県はどのような努力をしているのか。

4 昨年度、全国で、介護と看護の連携による24時間定期巡回・随時対応型訪問介護サービスのモデル事業が実施され、本県も取り組んだところである。その結果から県として学んだものは何か。

現状と見通しとして、事業者がこれに取り組

もうとしても、実際には踏み切れない問題がかなりあると聞いているが、どうか。

5 小規模多機能型居宅介護事業所は、地域包括ケアシステムの基盤強化を実現するために拠点施設として非常に重要である。

今後の全県的な構築について、どのように考えているか。

自治体として市町村として実態調査を行うようにしたとのことで、それに基づく様々な計画が出されていると思うが、その中で、小規模多機能型居宅介護事業所というのは、どのようになっているのか。

A 高齢介護課長

1 介護報酬の改定に伴う問題への県の検証については、現場の意見を聴きながら、必要に応じて国に要望等を行ってきたところである。

今回の改定に当たっても、処遇改善が必要ということで処遇改善交付金の介護報酬への組入れ等の要望を行ってきた。

2 医療と福祉の連携の視点から、特別養護老人ホームを5か年計画における目標数値のとおり造れるかについては、今年度、特別養護老人ホームの整備目標数、各市町村・事業者からの相談等の状況を見てみると、かなり整備の意欲が高い状況にある。

各市町村においても、元々、各市町村の介護保険事業計画の中で必要数を見込んでいるところであり、積極的な整備をしていきたいという声もあるので、市町村と積極的な連携をしながら引き続き計画的な整備を進めてまいりたい。

待機者数については、昨年調査時点ではあるが、約1万5千人余りの特養入所希望者がいることが確認されている。2年に一度の調査であるが、前回の調査に比べて、若干増加している。今回第5期の介護保険事業計画の策定に当たっては、そういったことを考慮しながら、特

別養護老人ホームの整備を促進していく、希望されている方が可能な限りスムーズに入所できる介護基盤の整備を進めていくということの一つの考え方として目標数の設定をしてきたところである。

A 社会福祉課長

3 介護職員の定着率について、離職率を見ると、埼玉県介護職種は、平成20年度は23.8%だったが、22年度は若干改善して18.4%になっている。全職種を埼玉県で見ると18.8%なので、全職種との比較で若干低く、少し改善はしているが、離職率は相変わらず高いものと考えている。

定着率を高めるためには、基本的には給与・待遇の改善が必要だが、異なる離職理由として、相談相手がいないということを現場の声として伺う。

それに対する取組としては、複数事業所連携で小規模な事業所がグループを作って共同で研修を行っている。これで顔見知りとなり相談相手ができたということで、その事業所の人たちが随分仕事のやる気やモチベーションが高くなったと聞いている。23年度実績では28グループ、事業所は258事業所、延べ参加人数5,718人が友達を作って相談相手を作ったという事業がある。

A 高齢介護課長

4 昨年度実施した国のモデル事業では、サービスを利用した在宅要介護者から、「生活の安心感が増した」、「定期的な訪問で規則正しい生活になり、体調が安定した」などの感想が寄せられた。一方で、夜間等に必要な人材の確保が難しいこと、また、都市部以外の地域では要介護者が散在していることから、事業展開が難しいなどの課題が挙げられた。

今年度は県単独事業として、新たに事業を実施する市町村に、事業の立ち上げ等に要する経費を補助しながら、その課題や事業の実施効果

などについて、市町村や事業者とともに検証する予定である。

5 各市町村では、それぞれの生活圏域ごとの高齢者の要介護ニーズ調査に基づき、今回の第5期の介護保険の事業計画を策定している。現在、県内では、小規模多機能型居宅介護事業所は72の施設があり、定員数は1,719人となっている。

しかし、こちらの調査では、実際の利用者は定員数より若干少ない960人との報告をいただいている。

各市町村では、各生活圏域ごとに小規模多機能型居宅介護事業所を整備し、身近なところで訪問と泊まりとデイサービスが同じ職員の馴染みの関係の中でサービスを提供していこうということで計画をしている。こうしたことについては、国の補助事業等を活用しながら、支援をしながら市町村と一緒に事業所の整備の促進を図っていきたいと考えている。

Q 柳下委員

2 特養について、待機者が1万5千人ということで、特養に入れなくて老健に入っている方もいると思う。実際に、県が許可権者になっている大規模な施設を作ろうという場合はうまくいっているが、小規模な施設の設置許可申請を市町村に出すとなかなか許可が得られないというような声も聴く。そういう点で、大小合わせて、もっと整備していくことについて、県は実態をつかんでいるのか。

また、特養待機者の1万5千人の希望者が全部入れるのはいつをめどに考えているのか。

4 定期・巡回随時対応サービスの創設ということで、埼玉県としては、現在、申請をしている事業者は何件ぐらいあるのか。全国の比率も含めてどれくらいなのか。

A 高齢介護課長

2 特別養護老人ホームの整備については、定員が29人以下の小規模のものについては、地域

密着型サービスということで、市町村が事業所の指定・整備を進めている。私どもが聞いているところでは、小規模だと経営効率等が大規模なものに比べて厳しいので、市町村が必要と考えて整備を予定しても、なかなか事業者の希望が上がってこないことが多いと聞いている。委員御指摘のように、逆に市町村が希望してもできない、ということがあるのかもしれないので、そういった点については、今後とも、市町村と連携を図りながら、必要な特別養護老人ホームの整備は進めて行かなければならないと思っている。小規模施設が整備できない場合には、その予定していた部分について広域型の定員に振り替える等の運用等も行いながら、市町村と連携を図っていききたい。

次に1万5千人の特養待機者が解消できるのかについて、要介護1から5までで、時期を特定しないで希望者も含めている数である。入所の必要性が高い要介護4・5ですぐ入所したいというのは4千8百人余りである。こうした方を中心に特養の入所が可能となるよう計画的な整備は進めてまいるが、やはり施設だけで全ての重度の介護者の介護を担っていくのは難しい状況にある。そのため、今年新設された、定期・巡回随時対応サービス等、様々なサービスを普及・促進しながら、在宅でも生活できるような体制、あるいは介護付有料老人ホームや老人保健施設など、要介護者の状態や希望に応じて選択ができるような多様な施設整備を図っていきたいと考えている。

- 4 24時間定期巡回・随時対応サービスの本年度の県内おける業者の見込みは、県内では今年度中に10余りの市町村で整備することで計画している。

全国については、国の調査で4月末現在で保険者で27保険者が実施している。

Q 柳下委員

- 4 定期・巡回随時対応サービスだが、実施しているのが全国でも27保険者というのは、極端

に少ないと思う。埼玉県としては、モデル事業として2か所で実施したと聞いている。県としては、特養入所者と、2025年に団塊世代が高齢期を迎え大変な状況になることを踏まえて、地域の24時間のこうした制度を作っていくということだと思う。しかし、介護施設も足りない、あるいは病院からは3か月で追い出される、そうなったときに、安心して入院しているのと同じ状態で、連絡したら必要なだけ来てくれるという体制を、県としては、事業者に関わってくるように、また申請するようにどのように徹底してきたのか。

実際には、一体型事業所と連携型事業所があると思うが、介護も訪問看護もやっているから、同じ施設から人が来てくれれば、受け手としては安心できるということがあると思う。

また、訪問看護をやっていないところでは、介護と訪問看護をやっているところとの連携が必要だと思う。

本当に具体的に成功させていくためには、事業者は利害環境はみな違うから、医療もあって、介護関係もあるので、県が相当なイニシアチブを持って、市町村と連携協力して、やっていかなければ進まないと思う。

実際これに向けては、人が足りないという問題があると思う。そのため、新卒者の採用を多くして、体制を整えて、新しい改定に対応していきたいと頑張っているところもある。私も職員の研修会に出席したことがあるが、実際には、いろいろ戸惑っているのが、実態としてあると思う。その点について、きめ細かい指導や援助を、そして、県としての体制もしっかり取っていく必要があると思うがどう考えているか。

A 高齢介護課長

- 4 24時間定期・巡回随時対応サービスについては、まず市町村で計画しながら整備を進めていくことが前提になる。市町村では現在、実際にサービスを提供しているところが、なかなか身近な所になく状況にある。利用者にとっても、

市町村にとっても、サービスが浸透していないために、どの程度の利用があるのかを見込めない。併せて、そういった事情もあって、事業者からの希望がなかなか出てこないというのが実態と聞いている。

一方、事業者においては、様々な初期投資に相当な経費がかかり、委員御指摘のとおり、人の確保もなかなか容易ではない。

手を挙げられない最大の原因としては、需要が見込めないのが、採算性について判断の不安があると聞いている。

県では、昨年国のモデル事業を実施した志木市・久喜市においては、今年4月から実際にサービスを実施しているのが、そうした実施状況を細かくヒアリングしたりしながら課題等について把握していく。また併せて、今年度県内3市町村をモデルに指定して立ち上げに係る運営上の課題などをどうやって解決したらいいかということを実業者・市町村と一緒に検討していきたい。

そうした検討の中で明らかになった課題、あるいはその解決方策等を広く市町村、あるいはケアプランを作成するケアマネージャーの方が

サービスに組み入れていくことが、実際のサービスにつなげる上で非常に重要になるので、そういった介護事業者・関係事業者への研修等で24時間随時・対応サービスの中身・効果等について検証しながら普及を図っていきたい。

Q 柳下委員

4 最後に、このような新しいシステム、事業者や市町村との連携強化などの担当の体制はどうか。

A 高齢介護課長

4 市町村に対する働きかけについては、本年度から、新たに課内に担当グループを設置して、今年度、このサービスの導入を予定している市町村へのヒアリング、あるいは、24時間随時対応サービスの実施できる可能性のある夜間対応型の訪問介護等を行っている事業者等へのヒアリング等を通じて、働きかけを行ってきている。引き続き、そのグループを中心にしながら、県としては市町村の状況を把握しながら、積極的な支援を継続していきたいと考えている。

4 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2012年7月4日

◆審査事項「東日本大震災の復興支援と放射線問題に対する取組について」

Q 村岡委員

- 1 職員派遣の報告書について、全国知事会においては本県が主体となって取りまとめているとの答弁があったが、早めに作る必要がある。いつまでに報告書をまとめるのか。
- 2 小さい子を持つ親は、食品中の放射性物質について、「安全」と「安心」に乖離があるようだ。この乖離を埋めるために県はどのような対応を考えているのか。
- 3 本県内に公立の小中学校は何校あって、現在、食材の放射性物質の検査をしていない学校はどの位あるのか。また、給食一食全体の検査をしている学校は何校あるのか。併せて、それについて県の考え方を教えてもらいたい。
- 4 中川のナマズから放射性物質濃度の基準値超えが出たが、この原因について、県ではどのように考えているのか。
- 5 放射線汚染の情報について、県のホームページは以前と比べると分かりやすくなった点は評価するが、県民向けの情報提供という点では市町村との情報の共有に関してどの辺りが改善されたのか。

A 危機管理課長

- 1 本県が主体となって行うが、単独で行うものではなく全国知事会として報告書を取りまとめるものであるため、若干時間がかかる。なお、取りまとめたものは、地域防災計画の見直しや今年度から着手した地震被害想定結果に基づく対策に結び付けていく。

A 食品安全課長

- 2 国は、暫定規制値設定の段階で、食品から摂取できる線量の上限を年間ミリシーベルトとして「安全」を確保した。新基準では、「安心」

の観点から、上限を1ミリシーベルトに引き下げ、一層厳しいものとなった。さらに、小さい子を持つ親の不安に応え、乳児用食品や牛乳については、更なる安心の確保のために一般食品の半分の値である50ベクレル/kgとした。とはいえ、いくら安全が確保できても安心が確保できる訳ではないので、本県では、食品中の放射性物質の検査を行い、県民に分かりやすく情報提供するとともに、地域への出前講座等の場を設けることなどにより、放射性物質に対する正しい理解を促進し、県民の不安解消に努めている。

A 保健体育課主幹

- 3 平成23年度の学校基本調査によれば、本県内の公立小学校数は818校、公立中学校数は423校である。検査は各市町村が実施しているが、実施している学校数の把握は困難である。なお、給食一食全体の検査をしている市町村は32ある。出荷流通段階の検査により、放射性物質が基準値を超えた食材は市場に流通しないことになっているので、県としては、各市町村が実施している給食の検査は保護者の安心の確保を目的としているものであると考えている。保護者の安心を得るための方法には様々な方法があり、食材の検査、一食全体の検査もその一つの方法であると考えている。

A 生産振興課長

- 4 放射線が高い地域では、川の底泥が高くなる傾向がある。具体的には、江戸川の底泥が高い傾向にあるため、江戸川の水が中川に流れ込んだのではないかと推察される。また、ナマズは河川における食物連鎖の頂点にいるため、川底の虫を食べた小魚を更にナマズが食べて高くなったのではないかと推察される。原因については、分からないことが多いが、現時点で水産研

研究所の知見によると、このようなことが推察される。なお、同じ中川水域のフナやコイを検査したところ基準値以内であった。

A 環境政策課副課長

- 4 河川水及び底泥中の放射性物質については、今年の2月に環境省で調査を実施している。荒川は鴻巣市と戸田市・和光市、利根川は利根大堰、江戸川は三郷市の地点で測定しており、河川水は全て検出下限値以下であった。底泥は35～530ベクレル/kgの範囲であった。また、ナマズから基準値を超える放射性物質が検出されたことを受け、5月14日に県が中川の八条橋で測定したところ、河川水は検出下限値以下、底泥は73ベクレル/kgであった。底泥の放射性物質が特に高いといった状況ではない。
- 5 市町村との連携や情報共有については、例えば、4月・5月は、県東南部5市1町で設置した埼玉県東南部地域放射線対策協議会へ県職員が参加したり、県・三郷市・吉川市による汚染状況重点調査地域連絡会議を通じて情報共有を図った。また、県では、県内市町村の東京電力への賠償請求状況について調査し、その結果を取りまとめて市町村に情報提供した。さらに、県のホームページには、各市町村の放射線対策担当窓口、放射線量等の測定結果及び測定機器の貸出しのリンクを貼った。

Q 村岡委員

- 1 派遣された職員については、復帰後、ワーキングや交流会などを実施していると聞いている。こうした取組を積み重ね、報告書に反映させていくことが必要と思うが、いかがか。
- 2 新基準には経過措置が設けられているが、経過措置はいつまでなのか。特に、粉ミルクなど乳児用食品の新基準の経過措置はどうなっているのか。
- 3 ナマズの基準値超えについて、生産振興課長と環境政策課副課長から答弁があったが、結局のところ、基準値を超えた原因は、泥なのか、

それとも餌なのか。

- 4 放射能汚染の情報について、県のホームページから市町村のホームページへは入りやすいが、逆に市町村のホームページから県の総合案内に入るのは複雑で分かりにくい。改善ができないのか。

A 危機管理課長

- 1 派遣された個々の職員の報告書については、整理してまとめたい。また、全国知事会の報告については、これまでの防災・減災対策でどういった点が欠落し、それをどのように埋めていくべきかなどといった視点から、自治体間における連携の仕組みなど、広域的なテーマに関する報告となるものと考えており、個人の報告書とは性質が異なる。現在、新潟県・静岡県・兵庫県などと一緒に取り組んでいる。

A 食品安全課長

- 2 本年4月1日以降に製造された加工食品については、新基準の適用となるが、3月31日までに製造された加工食品は賞味期限が切れるまで経過措置の適用を受ける。乳児用食品については、加工食品の分類に入るが、賞味期限が9か月程度とされているため、3月31日までのものについては、その賞味期限が経過措置となる。

A 生産振興課長

- 3 川の流れが緩やかな所では、底泥に放射性物質がたまりやすい。現時点での水産研究所の知見から、底泥や餌に原因があるのではないかという可能性について申し上げたが、はっきりした原因については分からないとしかお答えできない。

A 環境政策課副課長

- 4 市町村のホームページから県のホームページに入りやすくするために、早速、県総合窓口へリンクを貼ってもらうよう市町村に働き掛けて

いく。

(意見・提言)

村岡委員

食品中の放射性物質については、内部被ばくとの関わりがあるだけに、今後とも是非検査を継続して行うとともに、「安全」と「安心」の乖離を埋めるためにも県民に分かりやすい情報提供をお願いしたい。

5 知事提出議案に対する反対討論

2012年7月6日

日本共産党の村岡正嗣です。日本共産党県議団を代表して、第87号議案及び第88号議案に反対の討論をいたします。

第87号議案「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」は、草加かがやき特別支援学校の新設及び県立高校の後期再編整備計画の具体化としての三校の名称を変更し、2校を廃校とするものです。特別支援学校の増設は、かねてより我が党が求めてきたことであり、大いに賛成するものです。

しかし、再編整備計画は問題です。福岡高校の統廃合をめぐっては、平成21年11月、ふじみ野市議会が統廃合中止を求める意見書を全会一致で可決し、同年12月には、ふじみ野市長と市議会正副議長、福岡高校PTA会長や同校後援会長らが五千筆を超える署名を添えて福岡高校存続を求める要望書を県教育委員会に提出しています。こうした多くの反対を押し切ったの一方的な統廃合推進は認められません。

また、吉川高校の吉川美南高校への名称変更は、草加高校定時制の統廃合を前提としたものであり、認められません。夜間定時制高校は、発達障害や

不登校など様々な課題を抱えた子供たちを受け入れています。ところが、この間の県立高校統廃合により、平成11年度には31校あった夜間定時制は、今年度までに25校へと約2割も減らされました。その結果、夜間定時制各校の応募者数の増加で、入学できず行き先を失う子供が生まれています。加えて、一クラスの生徒数が増え、生徒へのきめ細かい支援が困難となるなどの問題も生まれています。今日、公立高校の役割はかつてなく重要です。厳しい経済情勢の下、保護者の所得が減少する中、子供の学習権の保障のためにも県立高校のこれ以上の統廃合はやめるべきです。

よって、第87号議案には反対いたします。

第88号議案「埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」は、政令改定に伴う規定の変更ですが、学校医らの職務の重要性に鑑みたとき、災害補償の算定額や介護補償月額の下げは認められません。

よって、第88号議案には反対です。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

6 議員提出議案に対する本会議質疑

2012年7月6日

Q 村岡正嗣議員

私は、日本共産党を代表しまして、議第12号議案「議員派遣について」に対する質疑を行います。

本議案は、本県と中華人民共和国山西省が今年10月に友好締結30周年を迎えることから、県議会議員を同省に派遣するものであります。

まず第一に、派遣議員が10名とされておりますが、なぜ派遣議員数を10名とするのか、理由を御説明ください。

第二に、この10名を派遣するための総予算をお答えください。

A 宮崎栄治郎議員(自民)

ただ今の質疑に対して、議員派遣を10名とする、なぜそのようにするのかということでございますが、平成22年度に行われたオハイオ州親善訪問、あるいはブランデンブルグ州親善訪問の際に、それぞれ10名の議員を議会の代表として派遣いたしました。先例によったものでございます。

(小島信昭議長から答弁漏れの指摘を受ける)

失礼いたしました。予算について、総予算を知りたいということでございます。

これから訪問日程等を詰めて入札を行ってまいります。現段階では私から申し上げることはできません。最大限の効率的な執行を行って臨んでいきたいと考えております。

7 議員提出議案に対する反対討論

2012年7月6日

日本共産党の柳下礼子です。私は、日本共産党を代表して、議第7号議案、議第11号議案並びに議第12号議案に対する反対討論を行います。

初めに、議第7号議案「尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書」についてです。

尖閣諸島については、1895年の日本の領有宣言以来、中国政府から75年間にわたり何らの異議申立ても抗議もなく、1950年代に北京市の地図出版社が発行した中国全図では、尖閣諸島は中国領の外に記載されています。このように、法的にも実態的にも日本の領有は明確であります。我が党は、1972年に見解を公表して以来、一貫してこのことを主張してきました。

しかし、尖閣諸島の問題における歴代の自民党政府の対応には、日本の領有の正当性を明確に主張してこなかった弱点があります。領土確定の機会であった1978年の日中平和友好条約締結の際に、日本側は日本の領有権を明確に主張せず、1992年に中国が尖閣諸島を自国領と明記した際には、外務省は口頭で抗議しただけで、政府として本腰を入れた政治的外交対応はありませんでした。このように長期にわたって積極的主張を回避してきたことについて、我が党の国会での追及に、民主党政府は「大いに反省するところがある」と述べております。

本意見書案は、領域警備に関する必要な法整備等を求めています。今求められているのは、本腰を入れた外交努力であり、領域警備に関する法整備など行えば、両国関係の緊張を高め、平和的な外交努力の障害となりかねません。

以上述べた理由から、我が党は本意見書案に反対いたします。

次に、議第11号議案「生活保護制度の抜本的な見直しを求める意見書」についてです。

反対理由の第1は、本意見書案は、「受給者に対して、『手当より仕事』を基本にして、受給者

の自立支援及び就労支援を拡充、強化すること」としているからです。1月に札幌市で40歳代の姉と知的障害者の妹が遺体で発見された事件では、病気を理由に姉が3回も申請窓口を訪ねていたにもかかわらず、申請に至らなかったこと、保護の要件ではない懸命なる求職活動が説明されていたことが明らかになっています。この事件から私たちが学ぶべきことは、生活保護窓口に申請書を置いて、病気や障害に苦しむ人が誰でも気楽に相談し、申請できるように改善することです。それだけでなく、日本の人口に占める生活保護受給者の割合は1.6%で、ドイツの9.7%、イギリスの9.3%の5分の1にも達していません。意見書は、「『手当より仕事』を基本に」としていますが、生活保護受給者の支援は、そのケースに応じて給付、就労、メンタルケア、県でも行っている学習指導など総合的に行われるべきであって、どれか一つの措置を基本とすべきではありません。

第2に、意見書案は、「最低賃金や年金の水準を勘案して、生活保護の給付水準の適正化を図る」よう求めているからです。4人家族で20万円程度の給付費そのものが憲法に照らして余りに低額であり、生活保護水準も低過ぎる最低賃金や年金も、ともに引き上げるべきだと考えます。

第三に、意見書案は、不正受給者の罰則強化を求めています。現在でも不正受給に対しては保護費返還が求められます。それ以上に罰金や刑事罰等が必要とは考えられません。

以上、反対の理由を述べましたが、生活保護受給者の増大は、雇用破壊による非正規労働者の激増、失業者の増大、社会保障の劣悪さによるものであり、政府の責任が問われなくてはなりません。加えて、消費税増税など実施されれば、景気の悪化を招き、生活保護受給者がますます増加することは必至です。今、政府に対して、消費税増税案を撤回し、最低保障年金制度の創設、非正規雇用の規制など抜本的改革を迫ることこそが急務だと

強く申し上げます。

最後に、議第12号議案「議員派遣について」です。

本議案は、本県と中華人民共和国山西省が今年10月に友好提携30周年を迎えることから、県議会議員を同省に派遣するものであります。

我が党は、従来、海外視察の実施は各会派の合意を前提とすることとし、地方議会議員に海外視察は全く必要ないという立場はとってきませんでした。議会同士の友好や海外の地方自治体の優れた経験を学ぶ機会は、否定されるべきではありません。一昨年行われた海外視察に賛成したのも、その立場からです。

しかし、昨年3月11日に東日本大震災と福島第一原発事故が発生し、状況は一変しました。被

災や放射能被害により県民全体が深刻な影響を受け、お茶をはじめとした農業者や事業者は危機的状況にあります。双葉町の避難者をはじめ被災者は、1年半たった現在も窮乏生活を強いられております。県財政ひっ迫を理由に、福祉や教育における予算の削減や県職員の定数削減、給与削減が続けられております。こうしたときに、友好親善を理由に、これから入札を行っていくと先ほどの答弁にもありましたように、金額も示さずに、先例だからといって10人もの県議会議員を海外に派遣することは、到底県民の納得を得られるものではありません。したがって、同議案に反対いたします。

以上で反対討論を終わります。ありがとうございました。

8 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属						
								鈴木(義)	中村	日下部	白土		中原	
第52号	埼玉県多文化共生推進プランの策定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第53号	埼玉県男女共同参画基本計画の策定について	修正案	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
		修正部分を除く部分	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決
第54号	埼玉県消費生活基本計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第55号	埼玉県環境基本計画の策定について	修正案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		修正部分を除く部分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第56号	埼玉県産業元気・雇用アップ戦略の策定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第57号	埼玉県第3期科学技術基本計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第58号	第9次埼玉県職業能力開発計画の策定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第84号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第85号	南埼玉郡白岡町の市制の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第86号	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第87号	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第88号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第89号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	
第90号	町を市とすることについて（南埼玉郡白岡町）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	

声明・談話

記者発表

2012年7月8日
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

2012年6月県議会の閉会にあたって（談話）

一、6月定例会は白岡町の市制施行に伴う関係条例案など14件の知事提出議案と6件の議員提出議案を可決承認して終了した。

党県議団は、県立福岡高校や県立草加高校定時制を廃止する「埼玉県学校設置条例の改正案」など2件の知事提出議案、「尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書案」「生活保護制度の見直しを求める意見書案」と山西省に県議会議員10名を派遣する「議員派遣について」の3件の議員提出議案に反対した。

一、知事提出議案「県学校設置条例の改正案」については、①福岡高校の廃止をめぐって、ふじみ野市長や同市議会、同校PTAや後援会らの反対を押し切って決定されたものであり、一方的な統廃合は認められないこと②夜間定時制は今年度までに2割も削減されておりこれ以上は認められないこと。③厳しい経済情勢下に子どもの学習権を保証するためにも県立高校の統廃合は中止すべきであることから反対した。

一、「尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書案」は領域警備に関する法整備等を求めたものである。我が党は、日本の尖閣諸島の領有は歴史的にも国際法上も、明確な事実であり、政府に対して事実と道理を尽くした外交努力を求めてきた。本意見書の求める法整備は、両国間の緊張を高め、むしろ平和的な外交努力の障害となると考え反対した。

また、「生活保護制度の見直しを求める意見書案」は生活保護受給者の増大を理由に、就労支援の強化、給付費の適正化、不正受給に対する罰則強化を求めている。しかし生活保護受給者の支援は総合的に行われるべきであり、就労支援だけが強調されてはならないこと、低水準な生活保護給付費、最低賃金、年金ともに引き上げるべきであることから反対した。

生活保護受給者の増大は、雇用破壊による非正規労働者の増大や社会保障の劣悪さによるものであり、政府の責任である。今、政府に求めるべきは消費税増税案の撤回をはじめ年金や雇用政策の転換だと指摘したい。

一、「埼玉県・山西省友好県省締結30周年」親善訪問団の派遣について、我が党は県議会議員の友好親善や海外視察は必要ないと考えてはおらず、一昨年行われた議員派遣に賛成した。しかし昨年の東日本大震災と福島第1原発事故の発生で事態は一変した。お茶農家をはじめ県内事業者や被災者の危機的状況からも、所要額も示さず先例に従い10人もの県議会議員を派遣することは、とうてい県民の

納得を得られないと考え、本議案に反対した。

一、7月2日の環境農林常任委員会において柳下礼子県議は、県が実施するお茶の放射能検査を、今後とも丁寧に取り組むために、農林部職員体制の強化を求めた。また、同日産業労働企業常任委員会において村岡正嗣県議は、東京電力による電気料金の値上げについて「事業継続が困難になる」と答えた県内事業所が5%に上ることを取り上げ、きめ細かな支援を求めた。

一、県五か年計画特別委員会に付託が決定され、閉会中審査が行われてきた「県環境基本計画「産業元気・雇用アップ戦略」「第3期科学技術基本計画」「第9次埼玉県職業能力開発計画」「男女共同参画基本計画」「多文化共生推進プラン」「消費生活基本計画」の7計画案については、2計画案修正の上、共産党を含む賛成多数で可決された。

一、本定例会には、生活困窮者の支援団体である埼玉県特定非営利活動法人ほっとポットに対して①弁護士法の非弁行為があった②予算書等に虚偽申請があった③同NPOは「貧困ビジネス」であるなどを理由として、埼玉県NPO活動促進助成金の返還を求める請願が2本提出された。同請願は「請願の内容に不明点がある」などの理由で継続審査と決定されたが、党県議団は、調査の結果そのような事実はなく、むしろ同NPOが県の無料低額宿泊所のガイドラインより優れた待遇で利用者を支援していることなどから、同請願は直ちに不採択とすべきと考え継続審査に反対した。

党県議団は、本定例会においても本会議における請願討論を申請したが、認められなかった。県民の知る権利と少数会派の発言の権利を、数でもって踏みにじる県議会運営に強く抗議する。

以上

要望・申し入れ・談話

2012年4月17日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県委員会
委員長 小松崎 久仁夫
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

県立小児医療センターの現在地での存続を求める要望書

県議会2月定例会において、県立小児医療センター移転のための新都心8-1A街区土地購入費等の予算が可決されました。しかし、この2月から3月の期間に、センター周辺の蓮田市及び春日部市議会、杉戸町議会、宮代町議会より、センターの現在地に存続を求める意見・要望があいついで県に提出されました。知事はこのことを重く受けとめ意見を尊重すると同時に、地域医療整備に責任を負う立場からも現移転計画は見直すべきです。

知事は今議会において、「一部機能の存続の検討」を表明しましたが、多くの診療科の受診を必要とする慢性期の患者にとっては、センター全体の存続なしには生命の保障はありません。2月の患者家族対象の説明会では、「何を質問しても検討するというばかりで説明になっていない」という意見が大勢でした。患者家族の不安や疑問への具体的な説明も回答もなく、納得も得ないまま移転計画を強行することは許されません。

新病院の施設整備基本計画も公表されましたが、岩槻特別支援学校はグラウンドも無い中層階に移転設置される方向です。これでは、教育面・安全面ともに大きな後退です。教育局は同特支学校の教育水準を維持すると約束しており、この点からも計画をこのまま推進することは容認できません。

よって我が党は、以下の点を強く要望するものです。

- 一、周辺自治体の意見と患者家族の会の要望を最大限に尊重し、県立小児医療センターは現在地に存続すべく移転計画の見直しを図ること。
- 一、患者家族に対して丁寧に面接や説明会を開き、納得を得ることを今後の大前提とすること。その際、移転有りきの結果の押付けは行わないこと。
- 一、県に対して、議会から存続を求める意見書をあげた春日部市、宮代町、杉戸町はじめ、希望する自治体においては住民説明会を行い、直接、意見をきくこと。
- 一、さいたま新都心8-1A街区においては、さいたま赤十字病院を母体として総合周産期母子医療センターを整備できるように、県は財政的・人的に最大限支援すること。

以上

2012年6月11日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

東日本大震災被災者に対する民間賃貸住宅借り上げ制度に関する申し入れ

昨年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により福島、宮城、岩手各県から埼玉県内に避難している被災者のうち、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借り上げ制度の利用者は、今年6月7日現在2,607人（971戸）にのぼります。これは、同時点の埼玉県と県内市町村の提供する「一時避難場所」での受け入れ総数4,495人の58%を占めています。

現在の民間賃貸住宅借り上げ制度は、被災した地元に戻る場合等の例外を除いて転居を認めておらず、転居すればその後の家賃等はすべて自己負担となります。県の担当窓口には、転居に関する相談が十数件あったと聞いておりますし、党県議団にも転居に関する相談が寄せられています。利用者の多くは、立地や居住環境等を十分検討する時間的・精神的余裕もないまま入居先を決定しています。入居後に耐震性能や居住環境の問題、勤務先の都合等により転居を希望したり、短期間の賃貸を想定していた貸し主から退去を求められたりすることは当然あり得ます。県には、利用者の要望と貸し主の意見を取り入れた柔軟な対応が求められています。

また、避難生活が長期化すると予測されており、避難者に対する長期的な支援のしくみづくりが国等に求められています。国および被災3県は、本制度を1年延長する方針を示していますが、さらなる延長が必要です。

被災者にとって、住まいの確保は生活再建の基本条件です。本県としても、利用者の多い民間賃貸住宅借り上げ制度のさらなる改善をはかり、被災者支援をすすめるよう強く求め、以下の点について申し入れます。

記

- 一、民間賃貸住宅借り上げ制度利用者が転居を希望する場合、利用者の要望と貸し主の意見をよく聞いたうえで、制度の継続利用について柔軟に対応すること。国および被災3県に対し、転居後も制度の継続利用を認めるよう強く働きかけるとともに、必要な制度改正を求めること。
- 一、制度対象住宅の家賃限度額の設定、入居初期費用の負担、契約更新手続きと費用負担、居住環境整備について、地域等の実情に応じた十分な対応ができるよう、国および被災3県に求めること。
- 一、民間賃貸住宅借り上げ制度のさらなる期間延長を、国および被災3県に申し入れること。利用者および貸し主に対しては、引き続き制度に関する情報の周知徹底をはかること。

以上

2012年6月15日

埼玉県知事

上田 清司 様

日本共産党埼玉県委員会	委員長	小松崎 久仁夫
日本共産党埼玉県議会議員団	団 長	柳 下 礼 子
日本共産党 熊谷市議団	団 長	大 山 美智子
日本共産党 深谷市議団	団 長	清 水 修
日本共産党 秩父市議団	団 長	齋 藤 捷 榮
日本共産党日高市議会議員		伊 藤 勉
日本共産党 横瀬支部	支 部 長	町 田 和 穂

岩手県の災害廃棄物受け入れについて

熊谷市と日高市、横瀬町にあるセメント工場での岩手県内の災害廃棄物の受け入れについて、地元3自治体の了承を得たことから、上田清司知事は6月5日の定例記者会見の場で、岩手県の要請に応える方針を表明しました。災害廃棄物の受け入れの時期については、6月下旬から場合によっては7月になる可能性もあるとしています。

しかし一方で、住民の中には未だに受け入れに対する不安の声が広範に残っています。報道によれば、熊谷市に29日までに寄せられた意見307件のうち、7割以上が反対意見でした。党議員団に対しても「本当に大丈夫なのか?」「セメントに混ぜて拡散していいのか」など批判的な意見が住民から寄せられています。埼玉県は各地で住民説明会を開催し、実証実験による7段階11項目にわたる放射線量測定の結果を報告してきました。現在、埼玉県はすでに十分説明は行ったとして、今後は説明会を開催しない方針を表明しています。

被災地の復興を支援することは当然ですが、未だ納得できないという住民に対して説明会を開催することは、県の責務です。

上田知事は同日の知事会見で、市町村への処理依頼に係わって「やっぱり丁寧に一つ一つ、住民や議会や関係者に説明をしながら、同意をとりながら進めてもらいたいと思います。」と語っています。県議会2月定例会で採択された「東日本大震災で発生したがれき受け入れに関する決議」には「今後受け入れを推進するためには、放射性物質の測定や除去など、万全な処理体制を整備するとともに、その安全性を丁寧に説明することにより、住民の不安を払拭していくことが不可欠である」と「住民の不安の払拭が」推進の前提として明記されています。こうした努力が尽くされないまま、受け入れが強行されることがあってはなりません。

したがって以下の点を強く申し入れます。

- 一、今後も地元住民からの要請に応え、説明会を開催し住民の疑問に丁寧に答えること。
- 一、当該自治体に隣接し、影響が大きいとみられる秩父市や深谷市等で、説明会を開催すること。

以上

県政資料・第113号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2012年 6月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp